

◎新潟県告示第1063号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南魚沼市の五城土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成25年9月3日

新潟県南魚沼地域振興局長

1 退 任

理事 南魚沼市泉甲463 遁所 清司

退任年月日 平成25年8月14日